

申請者各位

「世界遺産座喜味城跡（使用・撮影掲載）許可申請」について

お問合せがありました件について、下記を送信致します。

【別紙】①世界遺産座喜味城跡内行為（使用・撮影掲載）許可申請書《提出用紙》

別紙①に必要事項を記し、企画書等を添付し提出して下さい。提出後、許可・不許可について審査致します。（審査には7日から10日ほど日数をいただきます）

また、座喜味城跡周辺は区域管理が2つの部署（文化財保護法と都市公園法）に分かれていますので、使用場所によって申請部署・申請許可手続き・調整内容が異なります。使用箇所を十分確認して下さい。（参照：『座喜味城跡公園地図』）

現在貴殿が申請なさろうとしている区域・部署は教育委員会管理（文化財保護法）の区域です。仮に許可となった場合、下記の注意や制限事項があります。必ず事前にご確認下さい。

※ ※ ※ 世界遺産座喜味城跡の使用・撮影にあたって（心得） ※ ※ ※

1. いかなる事故・被害・損害についても当教育委員会は責任を負いません。

○立入禁止区域がございますので事前にご確認し、職員と調整して下さい。

○石垣の上・草むら・斜面は特に足元に注意して下さい。また、荒天（強風や雨天）時は使用できません。

2. 許可となっても貸切ではありません。

○見学者が優先です。時間帯によっては団体客で混みあっていますので、使用や撮影ができない場合があります。見学者の混み具合と調整しながらの使用・撮影となりますので、ご注意下さい。

○他の見学者の観覧や通行を妨げないように「会場整理係」を配置して下さい。

3. 現状を変更してはいけません。

○仮設道具や大型機材などの設置・持込は制限があります。

4. 当施設は教育文化施設です。文化財としての価値を損ねる編集、誤解を与える編集をしないで下さい。後日「成果品の提出」をお願いします。

5. 車両の進入は禁止です。

○機材は駐車場車両から人力による搬入となります。

6. 使用料金の支払い

○許可となった場合、カメラ一台につき下記の料金を読谷村に納めていただきます。

動画カメラ：1,000円 / 静止画カメラ：500円

※支払方法：撮影当日に事務所窓口にて（8:30～17:00）支払いし、領収書を受け取って下さい。

7. 撮影当日は窓口にて「撮影許可証」を受け取り、身につけるようお願いします。

《 お手数ですが申請から7日後に審査結果確認のお電話をお願いします 》

送信者：読谷村教育委員会 文化振興課

〒904-0301 沖縄県読谷村字座喜味 708-6

（世界遺産座喜味城跡 ユンタンザミュージアム内）

TEL：098-958-3141 / FAX：098-982-9022

【別紙 ①】

世界遺産座喜味城跡内行為(使用・撮影・**掲載**)許可申請書

申請日： 年 月 日

読谷村教育委員会 文化振興課長 殿

会社名

代表者

住所

連絡先

座喜味城跡にて、下記のとおり使用したいので、申請します。なお、行為に際しては関係規則を厳守し、万一の事故・損害等については当方で一切の責任を負います。

行為を行う場所 (○で囲んで下さい)	城内全域 ・ 一の郭 ・ 二の郭 ・ 松林 ・ その他(駐車場)
行為の日時	年 月 日() ※掲載(発刊)予定日
行為の目的	
行為の内容	
備考	

※ 掲載にあたり、使用する写真の著作権所有者の承諾を受けて下さい。

※ 企画書や掲載イメージを添付して下さい。